

令和7年1月から
令和8年3月までに
結婚された方対象

新婚世帯の住宅の
取得・改修・賃貸・
引越費用を補助します。

1世帯あたり
・夫婦ともに29歳以下
上限**60万円**

・30～39歳以下
上限**30万円**
を支給します。



令和7年度

新婚さんの 新生活を 応援します！



【補助対象経費】

○住宅費
住宅の取得または
リフォーム費、賃料、
敷金、礼金、共益費、
仲介手数料

※住宅費にはさらに詳細要件があります。

○引越費用
引越業者、運送業者
への支払いにかかる
実費

【対象となる新婚世帯】①～⑦の全てを満たす世帯

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦であること。または、令和6年度事業により初めて本補助金を受けた方で補助上限に達しなかった方、および令和6年度事業による本補助金の資格認定を受けた方。
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること。
- ③対象となる住宅が湧別町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方が住民票に記載され、その住所地を生活の本拠としていること。
- ④前年（令和6年1月から12月）の夫婦の所得の合計が500万円未満であること。
※奨学金を現に返済している場合は、合計所得から年間返済額を控除できます。
- ⑤夫婦の双方が過去にこの補助を受けたことがないこと。
- ⑥世帯に属する者全員が税等の滞納がないこと。
- ⑦暴力団員でないこと。

申請・お問い合わせ先【湧別町健康こども課】

電話01586-5-3765 FAX01586-5-2283

【資格認定申請について】 令和7年度中に申請できない方は、資格認定申請をしてください。

（例）婚姻日が年度末に近い方、補助対象経費の発生が令和8年度中になる方
資格認定申請により認定を受けた場合、令和8年度も対象要件を満たした上で、令和8年4月1日以降に発生した経費について補助金を申請することができます。

結婚新生活支援事業補助金チェックシート

婚姻届けの提出日は令和7年1月1日から
令和8年3月31日ですか？

いいえ



はい

令和7年4月1日から令和8年3月31日
の間に、支払った住宅費や引っ越し費用は
ありますか？また、湧別町内の住宅に居住
し、住民登録がありますか？

いいえ



はい

夫婦の令和6年中（令和6年1月1日から12月31日）の合計所
得は500万円未満かつ、婚姻日における夫婦の年齢がと
もに39歳以下ですか？

※ただし、貸与型奨学金（公共団体又は民間団体により、学生の修学や生
活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所
得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（公
的団体から返済額に対する助成を受けている場合にあっては、助成を受
けた額を控除した金額）を控除した金額により、計算します。

いいえ



はい

該当する項目がありますか？
○過去にこの事業に基づく補助を
受けたことがある。
○税等の滞納がある。
○暴力団員である。

はい



いいえ

該 当

非
該
当

ご不明な点がございましたら、下記までお問い
合わせください。

湧別町健康こども課 子育て相談グループ
電話01586-5-3765